

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

※	一連番号	
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定
通信日付印	確認	
指導年月日	令和 年 月 日	
相談	区分1	区分2
区分3		

法人用

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
控除過大調整税額	③	
控除	④	
控除対象仕入税額	⑤	
返還等対価に係る税額	⑥	
貸倒れに係る税額	⑦	
控除税額小計	⑧	
(④+⑤+⑥)		
控除不足還付税額	⑨	
(⑦-⑧)		
差引税額	⑩	0 0
(②+③-⑨)		
中間納付税額	⑪	0 0
(⑩-⑨)		
納付税額	⑫	0 0
(⑩-⑧)		
この申告書が修正申告である場合	⑬	
既確定税額	⑭	0 0
差引納付税額	⑮	
課税売上高	⑯	
課税資産の譲渡等の対価の額	⑰	
資産の譲渡等の対価の額	⑱	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑲	
差引税額	⑳	0 0
還付額	㉑	
納税額	㉒	0 0
中間納付譲渡割額	㉓	0 0
納付譲渡割額	㉔	0 0
(㉒-㉓)		
中間納付還付譲渡割額	㉕	0 0
(㉓-㉔)		
この申告書が修正申告である場合	㉖	
既確定譲渡割額	㉗	
差引納付譲渡割額	㉘	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉙	

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32	
工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33	
現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34	
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35	
控除計算方	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐	個別対応式	☐	41	
の法	上記以外	☐	一括配分方式	☐		
基準期間の課税売上高			全額控除			
還す付る金を受ける機関等	銀行	本店・支店				
金庫・組合	出張所					
農協・漁協	本所・支所					
預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
郵便局名等						
※税務署整理欄						
税理士名						
(電話番号 - -)						
☐	税理士法第30条の書面提出有					
☐	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉙ = (㉒ + ㉔) - (㉓ + ㉕ + ㉖)・修正申告の場合㉙ = ㉒ + ㉔
㉙が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日	税務署長殿
納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法 人 名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	

※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号												
	所管	要否	整理号										
	申告年月日			令和			年			月			日
	申告区分			指導等	庁指定		局指定						
	通信日付印 確認												
	年	月	日										
	指導年月日			相談	区分1	区分2	区分3						
	令和												

法人用

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

平成 年 月 日
自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年月日

[illegible]

付記事項 参考事項	割賦基準の適用		☐	有	☐	無	3	
	延払基準等の適用		☐	有	☐	無	3	
	工事進行基準の適用		☐	有	☐	無	3	
	現金主義会計の適用		☐	有	☐	無	3	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		☐	有	☐	無	3	
	控除税額の方法	課税売上高5億円超又は	☐	個別対応方式				
		課税売上割合95%未満	☐	一括配分方式			4	
		上記以外	☐	全額控除				
	基準期間の課税売上高							千円
還す 付る を金 受 融 け 機 よ う 関 と	銀行		本店・支店					
	金庫・組合		出張所					
	農協・漁協		本所・支所					
	預金	口座番号						
機 関 と	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-					
	郵便局名等							
※税務署整理欄								
税理士名		(電話番号 - -)						
☐	税理士法第30条の書面提出有							
☐	税理士法第33条の2の書面提出有							

第3-(1)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿
納税地		(電話番号 -)
(フリガナ)		
法人名		
法人番号		※法人番号は複写されません。
(フリガナ)		
代表者氏名		

※ 税務署 処理 欄	一連番号												
	所管	要否	整理番号										
	申告年月日			令和 年 月 日									
	申告区分			指導等 庁指定 局指定									
	通信日付印			確認									
	指導年月日			令和 年 月 日									
	相談区分			区分1 区分2 区分3									
	令和 年 月 日												

法人用

第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日
令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
消費税額	②	0 0 0
控除過大調整税額	③	
控除税額	控除対象仕入税額	④
	返還等対価に係る税額	⑤
	貸倒れに係る税額	⑥
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0
中間納付税額	⑩	0 0
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱
譲渡 割額	還付額	⑲
	納税額	⑳
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔
	差引納付 譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	

付 記 事 項 参 考 事 項	割賦基準の適用	☐ 有 ☐ 無	31
	延払基準等の適用	☐ 有 ☐ 無	32
	工事進行基準の適用	☐ 有 ☐ 無	33
	現金主義会計の適用	☐ 有 ☐ 無	34
	課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用	☐ 有 ☐ 無	35
		課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	☐ 個別対 応式 ☐ 一括比 例分 方式
	控除計算 税額方 の法	上記以外	☐ 全額控除
	基準期間の 課税売上高	千円	
	還す 付る を金 受融 け機 関と 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金	口座番号	
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
郵便局名等			
※税務署整理欄			
税理士 署名	(電話番号 -)		
☐	税理士法第30条の書面提出有		
☐	税理士法第33条の2の書面提出有		